

# 令和8年度保育料のお知らせ(私立保育所)

大阪市こども青少年局

## すべてのお子さんの保育料が無償になります

### 令和8年9月より0～2歳児の第1子保育料の無償化を実施します

大阪市では、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境を整備するため、本市独自に保育料無償化を実施し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

#### 開始時期

#### 令和8年9月分の保育料から

※令和8年11月支払い分より無償となります。(口座振替等を行いません)

#### 新たに無償化の 対象となる児童

0～2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子のお子さん  
(大阪市内にお住まいの方)

※市外の認可保育施設に通うお子さんも対象です。

※3～5歳児クラスのお子さん、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯や第2子以降のお子さんはすでに無償化されています。

#### 無償化の 対象となる経費

保育必要量の認定により決定した時間内の**月額保育料**

※延長保育利用料など、その他の保育サービスにかかる経費は対象外です。

#### 申請手続き

保護者の方の申請手続きは不要です

※9月分の保育料の変更決定通知を8月下旬頃にお渡しする予定です。

## 【令和8年8月までの0～2歳児クラスの保育料について】

### 保育認定の子どもで0～2歳児クラス(令和5年4月2日以降生まれ)

- 保育料は、保護者全員の市町村民税の所得割額の合計額をもとに、2ページの「保育料金額表」のとおり決定します。
- 保育料の決定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。

#### 令和8年4～8月分の保育料

#### 令和7年度市町村民税課税額をもとに階層決定

- 大阪市を含む政令指定都市に居住している方については、市民税の税額控除前所得割額に6/8を掛けた金額をもとに「保育料金額表」を適用します。

### 課税状況が確認できない場合の保育料について(仮決定)

- **市町村民税が未申告である場合や、他市町村において市町村民税が課税されており課税証明書の提出をいただいていない場合は、保育料金額表の最高階層である第23階層に決定します。**
- その後、市町村民税の申告がなされ、または、課税証明書の提出がなされた場合は、さかのぼって市町村民税の課税状況に応じた保育料に変更します。

### 世帯状況に変更があった場合

- 保育料等については、入所申込書や現況届などの提出書類等をもとに、世帯員の市町村民税の課税状況や保育を必要とする理由に応じた保育の必要量を把握して決定しています。
- **世帯状況に変更があった場合には、保育料等を変更することが必要になることもありますので、必ず区の保健福祉センターまで届出を行ってください。**
- 世帯状況の変更について届出がない場合や遅れた場合は、変更の事実が判明次第、さかのぼって保育料を変更し、差額を追加徴収することとなりますのでご注意ください。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定）【令和8年4～8月】

(月額、単位：円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定	保育短時間認定	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分の市町村民税が非課税である世帯		0	0	
第3	同一世帯の保護者等の令和7年度分の市町村民税が課税されている世帯のうち保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	2,000	2,000	
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	8,000	
第4	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	3,500
左記のうち上記以外の世帯		10,100	10,000		
第5		46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	5,000
左記のうち上記以外の世帯		11,800	11,700		
第6		48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000
左記のうち上記以外の世帯		14,000	13,800		
第7		50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	7,000
左記のうち上記以外の世帯		15,700	15,500		
第8		54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	8,000
			左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100
第9		57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	8,000
			左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100
第10		59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
			左記のうち上記以外の世帯	21,500	21,300
第11		77,101円以上 79,000円未満		21,500	21,300
第12		79,000円以上 97,000円未満		24,900	24,700
第13		97,000円以上 115,000円未満		28,300	27,900
第14		115,000円以上 133,000円未満		32,700	32,300
第15		133,000円以上 169,000円未満		39,400	39,000
第16		169,000円以上 211,201円未満		45,100	44,500
第17		211,201円以上 217,000円未満		45,100	44,500
第18		217,000円以上 256,000円未満		50,700	50,100
第19	256,000円以上 301,000円未満		53,000	52,400	
第20	301,000円以上 358,000円未満		59,200	58,600	
第21	358,000円以上 397,000円未満		61,700	61,100	
第22	397,000円以上 432,901円未満		65,900	65,300	
第23	432,901円以上 536,000円未満		65,900	65,300	
	536,000円以上		70,600	70,000	

(1) 保護者等

子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。

ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。

なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。

(2) 市町村民税の所得割

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。

(3) ひとり親世帯

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。

(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

**保育必要量の区分について**

- 保育認定の子どもについては、保護者の就労時間等により、次のとおり保育必要量の区分を認定します。

保育標準時間	1日の最大保育時間を11時間とするもの
保育短時間	1日の最大保育時間を8時間とするもの

- 認定内容（就労・出産・育児休暇）の変更により保育必要量が月途中で変更となった場合は、保育時間は認定内容に基づき月途中から変更されますが、保育料は翌月からの変更となります。

**保育料のお支払い方法について**

- 保育所の保育料は大阪市にお支払いいただきます。
- 保育料の支払いは原則として指定口座からの口座振替となります。
- 口座振替の申込用紙は各保育所・区保健福祉センターに置いてあります。転所の際は、改めて申込が必要です。
- 保育料の口座振替に指定できる口座は「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証」に記載された保護者名義の口座です。ただし、大阪市公金収納事務取扱金融機関に限ります。

**保育料のお支払い期限について**

- 各月の保育所保育料の納期限は、**保育実施月の翌々月26日**（当該日が土日祝日の場合は、直後の金融機関の営業日）です。

**令和8年8月分の保育料は令和8年10月26日に口座振替になります。**

- 納期限の前日までに口座への入金をお願いします。
- 残高不足等により口座振替ができなかった場合は、次月分とまとめたの口座振替は出来ません。この場合、口座振替月の翌月下旬に「督促状（納付書）」が発送されますので、**口座振替月の翌々月1日**（当該日が土日祝日の場合は、直後の金融機関の営業日）までに金融機関で納付してください。
- 督促状の納期限を過ぎますと延滞金の計算が開始されますのでご注意ください。

例) 保育実施月：6月の場合

当初納期限（口座振替月）：8月26日、督促状送付：9月下旬頃、督促状納期限：10月1日

## 【その他の保育料について】

### 教育標準時間認定の子ども 及び

保育認定の子どもで3歳児クラス以上（令和2年4月2日から令和5年4月1日生まれ）

- 保育料は無料です。
- 給食材料費（主食費、副食費）は、保育所にお支払いいただくこととなります。
- 副食費（おかず代）は条件により支払い免除の制度があります。（詳細は5ページ）

### きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

- 保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等について年長順に数えて、2人目以降の子どもの保育料は無料です。

### その他の保育料の軽減

- 次の場合は、区の保健福祉センターに手続きすることで、保育料が軽減されることがあります。詳しくは区の保健福祉センターまでお問い合わせ下さい。
  - ・市町村民税の減免を受けた場合（減免額の確認できる書類が必要）
  - ・扶養義務者が減少した場合
  - ・その他、生活保護の受給開始、罹災など不測の事態により保育料の支払が困難になった場合など

### 保育料が過去にさかのぼって変更された場合の差額の追加徴収について

- 保育料が過去にさかのぼって変更され、追加で保育料を支払う必要が生じた場合は、今年度分（令和8年度分）については、次回の保育料の引き落とし時に一括での引き落としとなります。なお、過年度分（令和7年度以前分）については、納入通知書でのお支払いになります。

### 保育料の未収金対策について

- 保育所保育料を納期限までに納付されていない場合は、大切な保育料を確保するため、また、納期内に納付されている多くの方々の負担の公平性を図るため、延滞金の徴収や滞納処分の実施など、未収金対策を進めております。

#### 延滞金の徴収について

保育所保育料を納期限までに納付されていない場合は、督促状の指定期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金を納付いただくこととなります。

お支払いいただく必要のある延滞金については、未納分保育料をお支払いいただいてから金額を算出します。

#### 滞納処分について

保育所保育料を納期限までに納付されていない場合は、督促状を発送するほか、文書や電話などによる納付の催告を行います。

それでもなお納付されない場合には、財産調査を行ったうえで、給与、預金、生命保険、不動産などを差押え、換価し、保育料の弁済に充てること（滞納処分といいます。）となります。

## 【副食費、延長保育料、休日保育事業について】

### 副食費の支払いの免除について

- 3歳児クラス以上の副食費（おかず代）については、年収約360万円未満世帯及び第3子以降の子どもに該当する場合、支払いが免除されます。

- (1) 年収360万円未満相当の世帯の範囲

教育標準時間認定	市町村民税の所得割の合計額が77,101円未満の世帯
保育認定	市町村民税の所得割の合計額が57,700円未満の世帯 (ひとり親世帯等にあつては、 市町村民税の所得割の合計額が77,101円未満の世帯)

- ・支払いの要否判定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。

令和7年9月～令和8年8月分の副食費	令和7年度市町村民税課税額をもとに階層決定
令和8年9月～令和9年8月分の副食費	令和8年度市町村民税課税額をもとに階層決定

- (2) 第3子以降の子どもの算定基準

保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等について年長順に数えて、3人目以降に該当

### 副食費の免除にかかる手続きについて

- 保護者全員が大阪市において市民税を課税されている場合は、手続きは必要ありません。
- 大阪市外から転入された方等で他市町村において市町村民税が課税されている場合は、大阪市では市町村民税の情報が把握できないため、課税証明書の提出が必要となります。

### 課税状況が確認できない場合の副食費について（仮決定）

- 市町村民税が未申告である場合や、他市町村において市町村民税が課税されており課税証明書の提出がない場合は、副食費の支払いは必要と決定します。
- その後、市町村民税の申告がなされ、または、課税証明書の提出がなされた場合において、副食費の支払いを免除する要件に該当する場合は、さかのぼって支払いを免除します。

### 延長保育利用料

- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所によっては時間を延長してお預かりします。これを延長保育といいます。
- 延長保育を実施している保育所に入所されている方で、延長保育を利用される場合は、延長時間に応じた利用料が別途必要です。詳細については各保育所へお問い合わせください。

### 日曜日等に保育を利用したい方（休日保育事業）

- 日曜日や国民の祝日及び休日に、保護者の就労等によりご家庭で保育することが難しい場合に、保育を利用することができる制度です。

現在、平日に利用している保育所が休日保育を実施していない場合でも、他の休日保育実施施設の利用が可能です。また、追加の保育料はかかりませんが、休日保育を利用した日数分は、平日に利用している保育所を休む必要があります。

※ 出席日数や利用時間、給食提供有無に応じて、別途料金がかかる場合があります。

- この制度を利用するためには、事前に利用したい休日保育実施施設へ直接申し込みが必要です。



休日保育実施施設  
一覧はこちら

## 【その他給付制度について】

### 実費徴収に係る補足給付事業

- 「実費徴収に係る補足給付事業」とは、本市の定める保育料とは別に、各保育所が徴収する費用（日用品・文房具の購入費用、遠足等の行事への参加費など）について、生活保護世帯を対象に費用の一部を給付する事業です。
- この事業を利用するためには、大阪市へ申請（申し込み）が必要です。

#### 補足給付限度額

子ども一人あたり（月額） 2,700円 → 2,800円  
（年額） 32,400円 → 33,600円

※ こども家庭庁が、令和8年度より子ども・子育て支援交付金の単価の改定（2,700円→2,800円）を予定しています。単価が改定された場合は、本市ホームページにて周知しますのでご確認ください。

申請方法 下記のいずれかの方法で申請してください。

#### 【書面の場合】

大阪市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書を提出してください。

※ 提出先：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 B1 階

「大阪市こども青少年局幼保企画課（認可給付）」宛て

※ 申請様式は、保育所または本市ホームページから取得できます。

#### 【オンラインの場合】

QRコードからログインして、手続きを行ってください。



ホームページ  
はこちら



オンライン  
申請はこちら